資料 2 最近の噴火災害に おける事例紹介



~口永良部島【新岳】の噴火及び 避難の状況等について~

屋久島町 総務課長 森山 文降

口永良部島【新岳】の噴火(遠景写真)



口永良部島【新岳】の噴火(気象庁カメラ)



避難先となった番屋ケ峰



避難訓練の様子(港への避難)



避難訓練の様子(訓練振り返り)



神奈川県箱根町

総務部総務防災課防災対策室

大涌谷周辺の火山活動の状況について



大涌谷周辺では、これまでにも何度か群発地震が観測されている

西暦2000年以降の群発地震の発生年次と回数

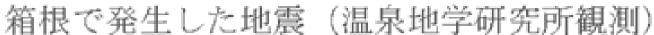
	地震回数
2001年	4, 230回
2006年	1,624回
2008-2009年	2,417回
2011年	2, 142回
2013年	2, 172回

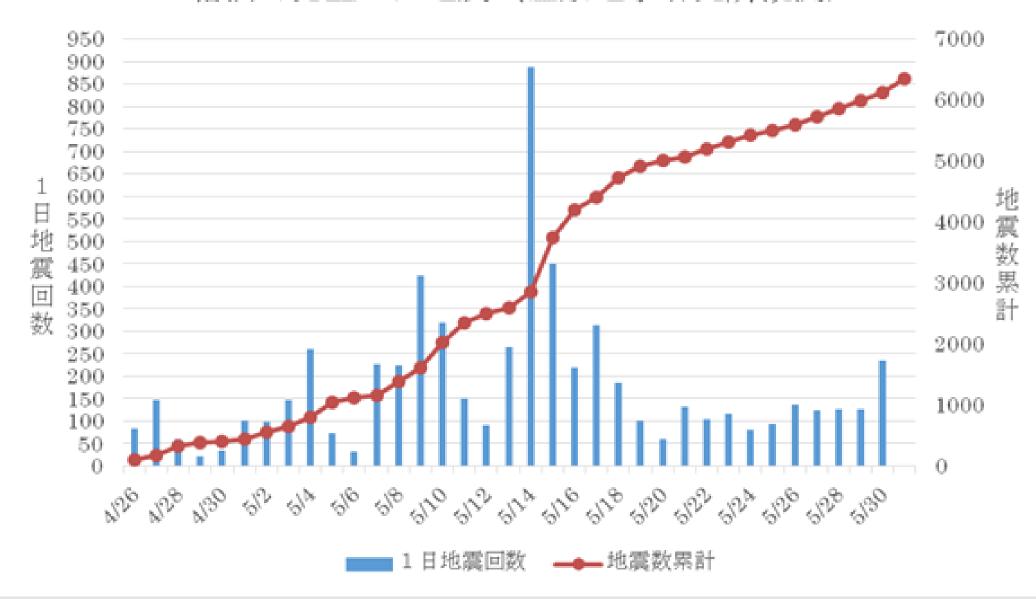
1 地震の発生回数

4月26日から地震発生数が急に増加

5月15日・・・1日887回の地震を観測

4月26日の活動開始から5月末までで、6,000回を超えた







神奈川県温泉地学研究所から資料提供

2 主な措置

5月3日18時・・・気象庁が臨時の火山解説情報を発表

5月4日 5時から

大涌谷周辺のハイキングコースを閉鎖(町)

大涌谷園地内自然研究路の閉鎖(県)

5月6日6時・・・気象庁が噴火警戒レベルを1(平常)からレベル2(火口周辺警報)へ引き上げ

5月6日6時30分から

県道734号の一部区間通行止め(県、町)

箱根ロープウェイ全線運休(ロープウェイ事業者)

県自然探勝歩道の一部区間閉鎖(県)



住民からの問い合わせ・・・1日数件

観光客等の問い合わせ・・・1日数10件

マスコミからの問い合わせ・・・1日100件程度

* レベル引き上げ当初は、電話対応に追われた

議員(町議会、県議会、国会議員)視察対応

議会対応・・・一般質問、火山対応の報告など

* レベル引き上げ当初は、電話対応とともに 議会対応、視察対応に多くの時間が割かれた

3 施設の保守管理について

・レベル2による立入規制区域内には、上水道施設、温泉供給施設、ロープウェイ施設があり、メンテナンスが必要

・突然の立入規制により、現金・貴重品等が未回収

⇒ 5月7日から規制区域への立入許可を開始

-屋内施設への立ち入りは軽装備(ヘルメットなど)

屋外での作業が伴う場合は、強固な安全装備を着装



プロテクター

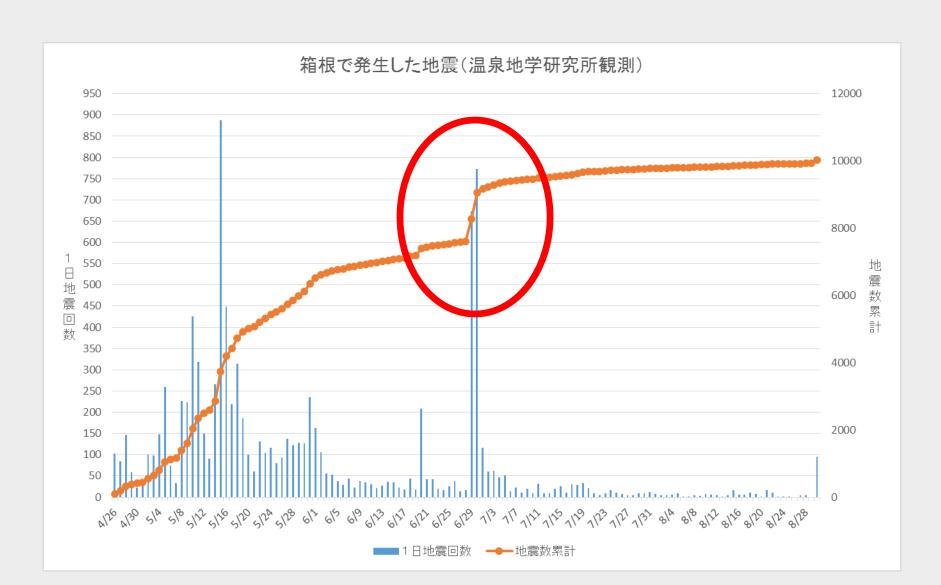


盾

4 国への要望

- ・気象庁等へ・・・・・「箱根山」 ⇒ 「大涌谷周辺」に名称変更
 - * 箱根全体が危険だと誤解されないため
- ・厚生労働省へ・・・・ 雇用調整助成金の対象拡大
 - * 直近3カ月の売上10%減という指標を直近1カ月に短縮
- ・経済産業省等へ・・・セーフティーネット保障対象拡大
 - * 箱根町及び近隣市町が対象地域に編入

5 噴火警戒レベル3への引き上げ



- •6月29日から一時的に地震発生頻度が上昇
- •6月30日12時30分 噴火警戒レベル3へ引き上げ
 - 〇県道734-735号の通行止め(早雲山駅~姥子駅)
 - 〇避難指示、避難誘導
 - •防災行政無線
 - ・避難対象者への電話連絡
 - •町消防等による車両からの広報
 - ・パトカーによる広報

* 避難状況

	住居(アパートを含む)	事業所	寮·保養所· 宿泊施設等	別荘	合 計
建物数(棟)	4	1	15	12	32棟
居住者数(人)	22	0	13	0	35人
避難者数(人)	18	20	16	0	54人

12:30避難開始、21:05 54人の避難完了

12:30避難所を開設したが、利用者が無かったため21:05閉鎖

7月3日から災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定

火山活動に伴う警戒区域の設定

この先は、災害対策基本法第63条に 基づき、箱根町長が設定した警戒区域で す。災害応急対策に従事する者又は箱根 町長から許可を受けた者以外の立ち入り を禁止します。警戒区域に許可なく立ち 入った場合は罰せられることがあります。

平成 27 年 7 月 3 日 箱根町長 箱根町総務防災課 (Tel 0460 - 85 - 9561)



警戒区域の見直し

- 〇 7月以降、火山活動が鈍化傾向
- 〇 避難生活の長期化による施設の劣化
- 〇 経営ひつ迫など経済活動への影響
 - ⇒ 8月24日10時から警戒区域の縮小

6 噴火警戒レベル2への引き下げ 及び警戒区域の縮小

- 〇 9月11日14時 気象庁がレベル2への引き下げを発表
 - ⇒ 県道の安全点検、バス運行に伴う剪定作業
 - ⇒ 火山性ガス調査、注意喚起看板の設置
 - ⇒ 温泉供給事業者立入の安全確認

9月14日10時から警戒区域の縮小を実施

7 箱根火山防災協議会の取り組み

•H26.07.04 箱根火山防災協議会設置

•H26.09.27 御嶽山噴火被害

•H27.03.27 大涌谷周辺の観光客等避難誘導マニュアル策定

•H27.04.26 大涌谷周辺の火山活動が活発化

•H27.04.28 避難誘導マニュアルに基づく情報伝達訓練

•H27.5月~8月 実務担当者会議を多数開催

•H27.08.26 協議会でレベル4•5に対応した避難計画を策定

8 関係機関との連携

- ・県災害対策課、県温泉地学研究所、県小田原土木センター、神奈川県警、気象庁、防衛省などの協議会メンバーとの連携
- ・内閣府、国土交通省、気象庁の先遣隊(リエゾン)からの助言

⇒ 御嶽山噴火災害を教訓とした「住民や観光客の生命を守るため の対策を最優先」とすることを基本方針とした防災対応を実施